

長崎国際大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

改正 平成18年4月1日 平成19年4月1日
平成20年7月30日 平成23年4月1日
平成24年4月1日 平成25年4月1日
平成26年4月1日 平成26年12月1日
平成27年1月28日 令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項の規定に基づき長崎国際大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第3条の2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第3条の3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

(論文等の提出)

第4条 本学大学院の修士課程の学生は、論文審査願に論文及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

2 本学大学院の人間社会学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）の学生および薬学研究科博士課程（以下「薬学博士課程」という。）の学生は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨、研究業績一覧表及び履歴書を添えて、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、博士後期課程に3年以上もしくは薬学博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者は、退学後3年以内に限り、再入学をしないで博士論文を提出することができる。また、その場合は審査料を徴収しない。

3 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。

4 審査のため必要があるときは、審査委員会は、参考論文、論文の訳文、標本等の審査資料を提出させることができる。

5 受理した論文は、返却しない。

6 論文等の提出部数及び提出時期は、各研究科において定めるものとする。

(論文の審査付託)

第5条 学長は、論文を受理したときは、研究科長にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第6条 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、研究科教授会の議を経て、学位論文関連科目担当の教員3名以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 前項の審査委員会の委員の選出については、各研究科長が定める。
- 3 研究科長は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、研究科教授会の議を経て、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(論文審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を行う。

- 2 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 3 本学大学院の学生の論文審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(課程修了の審査)

第9条 研究科長は、前条の報告に基づき、課程修了の可否について研究科教授会の議を経て決定する。

- 2 前項の決定を行うには、研究科教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、博士後期課程の課程修了の可否の議決については、当該専攻の専任教員全員で組織する専攻会議の議をもって、研究科教授会の議とする。この場合の議決要件は、前項の規定を準用する。

(審査結果の報告)

第10条 研究科長は、前条の決定を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験の成績及び決定の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(課程修了の可否)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、課程修了の可否を決定するものとする。

(学位の授与)

第12条 学長は、本学学則第36条第1項の規定により卒業した者及び前条の決定により課程を修了した者に対し、学位記により学位を授与するものとする。

- 2 学長は、前条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

(専攻分野の名称)

第13条 学長は、学位を授与するに当っては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第14条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎国際大学」と付記しなければならない。

(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、研究科教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、当該博士の学

位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項本文又は前項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第17条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の榮譽を汚辱する行為があったときは、学長は、学士の学位については全学教授会、修士及び博士の学位については関係の研究科教授会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(諸様式)

第18条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第19条 この規程の実施に必要な細部については、研究科長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(改定)

第21条 この規程の改定は、学部に関する事項については、運営会議及び全学教授会の議を経て、学長が行う。ただし、大学院に関する事項がある場合は、運営会議及び研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度に人間社会学部を卒業する者についても、この規程の適用があるものとする。

附 則 (平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(健康管理学研究科及び博士後期課程設置に伴う改正)

附 則 (平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(課程博士に係る学位論文提出等に関し改正)

附 則 (平成20年7月30日)

この規程は、平成20年7月30日から施行する。

(博士後期課程の修了に関する議決条項の追加、その他の改正)

附 則 (平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(別記様式へ英文表示を追加するための改正)

附 則 (平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(薬学研究科設置に伴う改正)

附 則 (平成26年12月1日)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月28日)

この規程は、平成27年1月28日から施行する。

(別記様式の改正)

附 則 (令和5年10月1日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表 (第13条関係)

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学科	学位及び専攻分野の名称
人間社会学部	国際観光学科	学士 (観光学)
	社会福祉学科	学士 (社会福祉学)
健康管理学部	健康栄養学科	学士 (栄養学)
薬学部	薬学科	学士 (薬学)

2 研究科

研究科	課程	専攻	学位及び専攻分野の名称
人間社会学研究科	修士課程	観光学専攻	修士 (観光学)
		社会福祉学専攻	修士 (社会福祉学)
	博士課程	地域マネジメント専攻	博士 (地域マネジメント)
健康管理学研究科	修士課程	健康栄養学専攻	修士 (健康管理学)

薬学研究科	博士課程	医療薬学専攻	博士（薬学）
-------	------	--------	--------

別記様式

学位記

[別紙参照]

別記様式

1. 第3条該当者

卒業証書・学位記

大
学
印

氏 名
※西暦 年 月 日生

本学○○○○学部○○○○学科
所定の課程を修了し本学を卒業
したことを認め学士(○○○)の
学位を授与する

※西暦 年 月 日

長崎国際大学 学長 ○○○○

大
学
印

○第 号

注1. 学位番号には、当該学部名の首字を付するものとする。

2. 第3条の2該当者

学 位 記

大
学
印

氏 名
※西暦 年 月 日生

本学大学院○○○○研究科
○○○専攻の修士課程において
所定の単位を修得し学位論文の
審査及び最終試験に合格したので
修士(○○○)の学位を授与する

※西暦 年 月 日

長崎国際大学 学長 ○○○○

大
学
印

修()第 号

注1. 様式中「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
注2. 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

3. 第3条の3該当者

学 位 記

大
学
印

氏 名
※西暦 年 月 日生

本学大学院○○○○研究科の
博士課程において所定の単位を
修得し学位論文の審査及び最終
試験に合格したので博士(○○○)の
学位を授与する

※西暦 年 月 日

長崎国際大学 学長 ○○○○

大
学
印

博()甲第 号

注1. 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

4. 英文表記

学部・学科	学位【英語】	省略
人間社会学部 国際観光学科	Bachelor of International Tourism	BIT
人間社会学部 社会福祉学科	Bachelor of Social Work	BSW
健康管理学部 健康栄養学科	Bachelor of Health and Nutrition	BHN
薬学部 薬学科	Bachelor of Pharmacy	BPharm
人間社会研究科 観光専攻【修士課程】	Master of Tourism	MT
人間社会研究科 社会福祉専攻【修士課程】	Master of Social Work	MSW
健康管理研究科 健康栄養専攻【修士課程】	Master of Health and Nutrition	MHN
人間社会研究科 地域マネジメント専攻【博士後期課程】	Doctor of Philosophy in Regional Management	Ph.D.(Regional Management)
薬学研究科 医療薬学専攻【博士課程】	Doctor of Pharmaceutical Sciences	Ph.D(Pharmaceutical Sciences)